

「船客傷害賠償責任保険の限度額の引き上げ」に関するQ & A

限度額の引き上げについて

Q1 現在、旅客1名あたりの賠償額が3,000万円の保険に加入しているが、今後旅客1名あたりの賠償額がいくらになる保険に加入する必要があるのか。

Q2 令和6年10月1日より限度額の引き上げが行われると聞いたが、令和6年10月1日になったら、締結済みの保険の変更手続きを行わないといけないのか。

Q3 限度額の引き上げは一律に行われるのか。例えば航行区域が平水区域に限られる場合など、限度額に違いは設けないのか。

Q4 令和6年10月1日以降の経過措置後に、引き上げ後の限度額を満たす保険を締結していない場合はどうなるのか。

保険金額の公表

Q5 保険金額の公表はどのように行えばよいか。

限度額の引き上げについて

Q1 現在、旅客1名あたりの賠償額が3,000万円の保険に加入しているが、今後旅客1名あたりの賠償額がいくらの保険に加入する必要があるのか。

具体的な賠償額の限度額について、許可事業者の場合は、旅客1名あたり1億円、届出事業者の場合は、旅客1名あたり5千万円となりますが、保険の加入状況や商品構成の変化を踏まえた将来の保険料の限度額の引上げ状況も踏まえつつ、今後1億円を推奨していくことを考えております。

Q2 令和6年10月1日より限度額の引き上げが行われると聞いたが、令和6年10月1日になったら、締結済みの保険の変更手続きを行わないといけないのか。

既存事業者の皆様におかれては、令和6年9月30日までに締結している保険契約は、有効期間満了まで有効となり、令和6年10月1日以降、保険の契約更新をする際に、限度額引き上げ後の保険契約を締結していただくことを考えております。

Q3 限度額の引き上げは一律に行われるのか。例えば航行区域が平水区域に限られる場合など、限度額に違いは設けないのか。

船客傷害賠償責任保険の限度額引き上げは、人命損失リスクの大小によらず、万が一死亡事故が起きてしまった場合の事業者の賠償資力を担保するものであることから、区域に例外を設けず引き上げることを考えております。

Q4 令和6年10月1日以降の経過措置後に、引き上げ後の限度額を満たす保険を締結していない場合はどうなるのか。

引き上げ後の限度額を満たす保険を締結していない場合は、海上運送法第19条の2に基づく保険契約締結命令を行うことがあります。

同命令を遵守しない場合は、100万円以下の罰金が科される他、事業許可の取消処分の可能性もあります。

保険金額の公表について

Q5 保険金額の公表はどのように行えばよいか。

運送約款に1億円（5千万円）以上の保険を締結している旨を記載し、旅客に対して公表を行っていただくことを考えております。